

総会および基調講演報告

平成29年5月20日、広島弁護士会館で総会をおこない、事業活動と収支決算の報告承認、事業計画案、活動予算案が承認されました。



また、NPO法人福岡すまいの会横溝高廣理事長から「住まい確保支援の取り組み」について講演いただきました。福岡すまいの会が2002年、相談活動を開始した当時、博多駅はまだ改築前で、多くのホームレスの方がダンボールや新聞紙で夜を過ごされており、リーマンショックを受け、大分のキャノンの派遣切りでホームレスになった方もいた。60～65歳未満だと就労が困難なのに生活保護が通りにくいことから支援が必要な状態にあり、福岡県社会福祉士の「巡回ふくおか」が福岡市から受託を受け、アウトリーチ専門で相談活動をおこなった。生活保護の申請同行、就労支援、住居支援などをおこなうにも、高齢者は身寄りのない人が大半で、アパートを借りる際の連帯保証人もいないことから、やむを得ず福岡すまいの会が無償で家賃保証をすることになった。**家賃保証**：無償の家賃保証は一時150人にのぼっていたが、現在、保証しているのは50人。最低スタッフ3人の同意がないと保証不可としている。現在はサブリースサポートホーム型（すまいの会が当事者にサブリースし、見守り支援。**家賃保証会社BONPS INDEX**）。**緊急連絡先のみ提供**もしている。家庭訪問をおこない、「お元気ですか」と声をかけ、網戸張り替え、蛍光灯交換、エアコンフィルター掃除などちょっとした手伝いをする。亡くな

ると生活保護が切れるためNPOの持ち出しとなり、大家と交渉する。すまいの会が病院同行、介護認定立会い、施設転居や入院時の身元保証をおこない、死後発見した場合は警察への連絡、検分立会い、死亡届を出すなどもする。**福岡市アセスメントセンター**（福岡市委託事業）は、後述の就労自立支援センターに入所する前のアセスメントをおこなう機関で8人収容可能。**福岡市就労自立支援センター**（同委託事業）は、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援施設（相談員16人シフト体制）。3ヶ月ないし半年利用、収容可能人数50人（うち女性部屋4人。個室は16人）の集団生活（平均32人が利用）。食堂で弁当提供し、洗濯は各自実施。入所中は生活訓練費として1日150円が支給される。就労支援も実施。他団体がおこなうシェルター事業として、抱撲がグリーンコープに委託して運営するものや、女性用のシェルター「あおぞら」もある。**グループホーム**（独自事業）精神障害や知的障害ある方のため運営する**男性7人**が利用する居住施設。親が子どもの障害を認めたくない、気づかないといった理由から障害者手帳がない方もおられる。**相談事業**：WEBや電話により老若男女様々、相談内容も生活、住居、就労、健康、借金、障害、精神疾患、依存症、孤立など様々な相談があり家の提供だけでは支援は難しい。認知症、知的障害、精神疾患などがあると稼働年齢であっても就労は困難な方が多い。所持金が0円になるなどぎりぎりになってから相談に来る場合が多い。**サポートホーム**（独自事業）は、保証人を用意できない、高齢で見守りが必要な方に**アパートを借り上げて50人に貸している**。（A）

女性専用シェルターを見学して

去る5月22日、本年4月から開設された女性専用シェルターを見学してきました。このシェルターは、当NPOと同じく、広島市生活困窮者自立支援事業における一時生活支援事業の委託をうけて設置されたものです。当NPOのシェルター入居希望者に女性が増えているという現状に鑑み、自死遺族支援・自死防止の取組みをされているNPO法人「小さな一歩」・ネットワークひろしまさんが管理者となって、運営をはじめられたのです。部屋は、2DKで、うち1室は個室（親子での入居可能）、うち1室はパーティションで仕切って2名で使用できるようになっています。DVからの避難

事例なども想定し、玄関ドアには防犯カメラが設置されて、24時間体制でシェルター内を見守ることができるようになっています。女性の場合、サウナ券の利用ができないので、男性以上に受入場所に苦慮することがありました。新しいシェルターの設置によって、より多くの女性困窮者が必要とする支援につながることもと思いますが、まだまだ足りません。すでにある婦人保護施設や母子寮についても、有効に活用されるよう更なる働きかけと連携が必要です。（T）



まちかど生活相談会

梅雨の季節で、蒸し暑くすっきりしない天気が続いていますね。この時期は、精神科・心療内科だけでなく、各種の相談窓口の相談件数が一気に増える時期だそうです。支援を必要とする方だけでなく、支援する側も、心身の健康を保つよう意識して毎日を送りたいですね。こうしたなか、6月13日（火）14日（水）、エールエール広島地下広場にて、まちかど生活相談会を開催いたしました。幸いにも、雨も蒸し暑さもあまり感じない過ごしやすい日になりました。1日目は面談46件、電話4件、2日目は面談62件、電話3件の合計115件の相談が寄せられました。

今回の相談では、途切れない相談対応の合間に、医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」とします。）の皆さん（松井康子さん、櫻下美紀さん、高田真里亜さん）からお話を伺いました。



T：こんにちは。早速ですが、MSWの紹介をお願いします。

松井さん：はい、MSWとは、病気からの回復や社会復帰を助けるため、患者や家族のあらゆる相談にのり、心理的、経済的、社会的問題の解決を図る医療分野の専門職です。普段は病院内の連携室とか相談室といった場所にいます。

T：反貧困ネットワークの活動に関わられるようになったきっかけは何でしたか？

松井さん：私は、立ち上げの時から参加しています。昔のことはよく覚えていませんが、それ以前から日常業務の中で秋田弁護士と交流があったことがきっかけでしょうか。

櫻下さん：私は、同じMSWの先輩に誘われて参加するようになりました。ここ何年間は、2日間の相談会のうち1日は必ず参加しています。

高田さん：私は初めての参加です。色々な職種の方がいらっしゃってとても勉強になります。

T：皆さん、今日はどのような相談を受けましたか？

松井さん：私は40代の引きこもりの方からの相談でした。まだまだ引きこもりに対する理解が進んでいないなど実感しました。問題の捉え方や向き合い方についてアドバイスしましたが、単発の相談で解決するものではありませんでした。

櫻下さん：私は、30代の息子さんを持つお母さんからの相談でした。息子さんがLGBTで、インターネットで出会いを探しているようなだけでも、犯罪に巻き込まれたりしないかととても心配だという相談でした。

T：そうでしたか。引きこもりも、LGBTも、ネット社会も、その1つの分野だけとってもかなりの専門的知識を必要とするものですよね。私も、勉強しなければならないと感じつつ、なかなか追いつかないというのが現状です。

毎月第4水曜日の18時から、広島弁護士会で定例会を開催しています。その前後に、色々なテーマで講師を呼んで、勉強会もしています。理事や役員でなくてもどなたでも参加できます。できるだけ現場に近い、専門的知識や経験を持っていらっしゃる方を講師として呼び出していますので、是非参加してみてくださいね。相談会、お疲れ様でした。（T）

【2017年6月相談会集計結果】

男性49名、女性66名

20代3名、30代10名、40代15名、50代19名、60代16名、70代19名、80代3名、90代1名、不明13名

相談経路：通りがかり32名、チラシ14名、法テラス10名、テレビ9名、生健会3名、ネット2名

相談内容：借金22名、相続17名、労働12名、民事11名、生活苦8名、年金7名、家事6名、こころ5名、生活保護2名、不動産2名、後見2名

シェルター卒業生からの手紙『私のこれまでの人生を振り返って』



T. K

私のこれまでの54年間は波乱万丈の人生で、その中でも唯一私が起こした反社会的行為により、刑務所に服役した時のことが今でも頭から離れません。特に私が苦勞したのは、人間関係でした。挨拶、言葉づかいから始まり、刑務作業など、毎日規則正しい生活の繰り返しでした。いろいろな性格の受刑者がいますので、意見の食い違いでぶつかることもありました。私の場合、懲罰もなく、1年10か月の刑で仮釈放2か月もらい、出所しました。その後、各地を転々とする中で、広島にたどり着きました。広島で、東区の生活保護の窓口に行ったら、「他県で生活保護を受給中だからダメ」と言われて、東区社会福祉協議会を紹介され、そこで反貧困ネットワークに電話して、シェルターに入りました。その後、無事に生活保護を申請して、家を借りて、生活保護を受給しながら生活を送っていましたが、生活保護を抜きたい一心で、借りている家を解約して、生活保護も辞退し、高収入の派遣の仕事に飛び込みました。三次での派遣の仕事でしたが、仕事についていけず解雇されてしまい、次に、山口県防府の工場に行きましたが、再び解雇されてしまいました。解雇さ

れてしまうと、当然社員寮も出なければなりませんので、しばらく路上生活になってしまいました。

再び、反貧困ネットワーク広島に電話して、シェルターに入りました。いまの私の思いは、「派遣の仕事は時給は高いけど、作業のスピードが要求されることもあり、年齢的な問題や、目に障害のある自分にはついていけない」という印象です。

以前、私が起こした反社会的行為は、絶対に許されることではありませんが、私が経験した、刑務所生活でのことを、いい意味で、これからの私の人生に生かしていきたいと思います。そしてもう2度と同じ罪を繰り返さないことを常に自分に言い聞かせ、今後もまじめに生きていきます。

現在は生活保護を受けながら、週5日、スーパーの仕事をしています。現在勤めて3か月目になりました。仕事の面では、裏方の仕事なので自分に合った仕事だと思います。今後は、今の仕事を長く続けて、収入をアップさせて、生活保護を抜け出したいと思っています。

「共謀罪に何故反対するのか」

弁護士 山田延廣

「テロ等準備罪」と称し、まるで「テロ対策」のためと「印象操作」された「共謀罪法案」（組織犯罪処罰及び犯罪収益の関する法律の一部改正案）は、去る6月15日、参議院本会議で与党等の賛成多数によって成立しました。しかも、「中間報告」なる暴挙によって参議院法務委員会の採決も行われておらず、この法案の内容のみならず採決方法も異常です。

私たち弁護士がこの法律に反対する理由は、この処罰内容や捜査対象が曖昧であり、市民のプライバシーや表現の自由を規制するおそれがあるためです。人は思想・良心の自由を持っており、心で何を考えていても処罰の対象とされないはずで

しかし、この法律は、人が犯罪の意思（計画）をもって、行動（準備行為）をすれば処罰の対象します。このため、権力者は、その人が何を目的として活動しているのかを知ろうとし、それを把

握するために、市民の携帯電話やメールの内容を盗聴できます。

スノーデン事件において、我が国の政府は、市民の携帯電話やメールの内容を盗聴できるシステムを米国から譲り受けていることが分かっています。市民は既に、権力者から監視されているのです。

私たちの反貧困運動は、貧困の原因は今の政府が経済的配分を適正に行っていないことにあるとして、政治権力者を批判する面も有しています。とすれば、私たちの運動も捜査の対象とされることが十分あり得ますし、それを考えると、権力批判を控えるようになります。この法律が、現代の治安維持法と言われるのはそのためです。この様な法律の規制を認めるわけにはいきません。この共謀罪法の廃止を目指して今後とも強く反対しましょう。

今後の相談会の予定（いずれも会場は広島駅南口地下広場、時間10:00~17:00）

2017年 9月 5日（火）・6日（水）暮らしとこころの相談会（弁護士会主催）

2017年 12月 5日（水）・6日（木）年末年越し相談会（反貧困ネット主催）

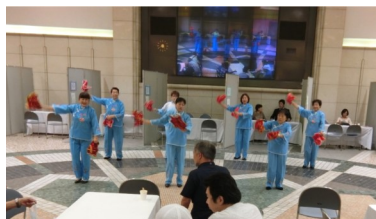
2018年 3月27日（火）・28日（水）暮らしとこころの相談会（弁護士会主催）

2018年 6月12日（火）・13日（水）まちかど生活相談会（反貧困ネット主催）

相談会イベント募集のお知らせ

相談会会場は、イベント広場となっているため、両日とも、昼12:00~12:30と16:30~17:00の1日2回、イベントを行っています。舞踊、楽器演奏、歌、ダンスなど、出演して下さい方（団体、個人問わず）を募集しています。皆様の出演協力をお待ちしています。

※出演希望の連絡先は下記事務局までお願いします。



これまでのイベントの様子です。

会費・寄付振込先

正会員（個人）年会費 2,000円

正会員（団体）年会費 5,000円

賛助会員（個人）年会費 5,000円

賛助会員（団体）年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通3235401 反貧困ネットワーク広島

郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

シェルター開設をした2009年5月以降の、シェルター11室利用者のべ人数（2017年6月5日現在）

年代	男性	女性	合計
10代	7	15	22
20代	83	45	128
30代	161	43	204
40代	195	57	252
50代	165	40	205
60代	105	27	132
70代	37	11	48
80代	6	4	10
不明	16	28	44
合計	775	270	1045

単身953名 夫婦31名 親子59名

お願い

当会では、お米、インスタントラーメン、そうめんなど保存食やタオルなどの寄付も随時おまちしています。

また、パジャマ又はスウェット上下や冬用の男性用コートを必要とされる方も多いため、不要な物（清潔であれば中古でも結構です）があればご寄付を御願ひします。

寄付食材お届け先：〒730-0051 広島市中区大手町5-16-18PALビル4階

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局 相談専用電話

広島市中区東白島14-15NTTクレド白島ビル7階

090-4890-1579

広島総合法律会計事務所内

平日10:00~17:00

電話:082-227-8181 FAX:082-227-1200

